

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 テラルテクノサービスカブシキガイシャ
テラルテクノサービス株式会社

住所 広島県福山市御幸町大字森脇230番地

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤクシャチョウ スガタ ヒロユキ
代表取締役社長 菅田 博之

電話番号 084-955-1111

FAX番号 084-955-5777

メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

テラルテクノサービス株式会社
広島県福山市御幸町大字森脇230番地
届出者 代表取締役 菅田 博之



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	テラルテクノサービス株式会社 大阪支店		
住 所	大阪府大阪市西区鞠本町1-11-7 信濃橋三井ビルディング 3F		
フリガナ 代表者の氏名	支店長 馬場 秀之		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名	代表取締役 安田 久夫	代表取締役 菅田 博之	令和1年6月3日
役員の氏名	取締役 橋本 知幸 取締役 沢井 太一	取締役 石田 宏行	令和1年6月3日 令和1年6月3日
事業所代表	支店長 安田 久夫	支店長 馬場 秀之	令和1年6月3日 平成31年4月1日

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 テラルテクノサービス株式会社

住 所 広島県福山市御幸町森脇230番地

代表者 氏名 代表取締役 菅田 博之



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

広島県福山市御幸町大字森脇230番地
テラルテクノサービス株式会社

会社法人等番号	2400-01-031400	
商 号	株式会社テラルテクノサービス	平成10年11月20日変更
	テラルテクノサービス株式会社	平成20年 4月 1日変更 平成20年 4月 1日登記
本 店	広島県福山市御幸町大字森脇230番地	
公告をする方法	官報に掲載する。	平成20年 4月 1日変更 平成20年 4月 1日登記
会社成立の年月日	昭和51年10月1日	
目的	1. ポンプ・送風機等装置の販売・賃貸・リース・管理及び修理 2. 各種機械設備の自動制御及び監視装置の販売・賃貸・リース・管理及び修理 3. 上水道・下水道・工事用水道装置の販売・賃貸・リース・管理及び修理 4. 土木工事・建築工事・電気工事・管工事・機械器具装置工事・さく井工事・水道施設工事・消防施設工事・清掃施設工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事の設計・請負及び管理 5. 净化槽・貯水槽の設計・製造・販売・施工・管理及び修理 6. 水処理装置全般の設計・製造・販売・施工・管理及び修理 7. 雨水・産業排水その他水処理並びに水質浄化装置及び機器の設計・製造・販売・施工・管理及び修理 8. 生ごみ処理システムの設計・製造・販売・施工・管理及び修理 9. 建築設計事務所の経営 10. 不動産の管理・仲介・売買・賃貸・及びリース 11. 労働者派遣事業 12. 前各号に関連するコンサルタント 13. 前各号に附帯する一切の業務	
	平成23年 3月 8日変更 平成23年 3月 9日登記	
発行可能株式総数	51万2000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 12万8000株	

広島県福山市御幸町大字森脇230番地
テラルテクノサービス株式会社

株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
資本金の額	金6400万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>菅田博文</u>	平成27年 6月 9日重任
		平成27年 6月22日登記
	取締役 <u>菅田博文</u>	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月23日登記
	取締役 <u>菅田博文</u>	令和1年 6月 3日重任
		令和1年 6月14日登記
	取締役 <u>安田久夫</u>	平成27年 6月 9日重任
		平成27年 6月22日登記
	取締役 <u>安田久夫</u>	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月23日登記
	取締役 <u>安田久夫</u>	令和1年 6月 3日重任
		令和1年 6月14日登記
	取締役 <u>橋本知幸</u>	平成27年 6月 9日重任
		平成27年 6月22日登記
	取締役 <u>橋本知幸</u>	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月23日登記
		令和1年 6月 3日退任
		令和1年 6月14日登記

広島県福山市御幸町大字森脇230番地
テラルテクノサービス株式会社

<u>取締役</u>	<u>森 本 道 幸</u>	平成27年 6月 9日重任
		平成27年 6月22日登記
<u>取締役</u>	<u>森 本 道 幸</u>	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月23日登記
<u>取締役</u>	<u>森 本 道 幸</u>	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月14日登記
<u>取締役</u>	<u>沢 井 太 一</u>	平成27年 6月 9日重任
		平成27年 6月22日登記
<u>取締役</u>	<u>沢 井 太 一</u>	平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月23日登記
		令和 1年 6月 3日退任
		令和 1年 6月14日登記
<u>取締役</u>	<u>菅 田 博 之</u>	平成30年 3月22日就任
		平成30年 3月27日登記
<u>取締役</u>	<u>菅 田 博 之</u>	令和 1年 6月 3日重任
		令和 1年 6月14日登記
<u>取締役</u>	<u>石 田 宏 行</u>	令和 1年 6月 3日就任
		令和 1年 6月14日登記
<u>埼玉県さいたま市桜区新開一丁目8番15号</u> <u>代表取締役</u> <u>安 田 久 夫</u>		平成27年 6月 9日重任
		平成27年 6月22日登記
<u>埼玉県さいたま市桜区新開一丁目8番15号</u> <u>代表取締役</u> <u>安 田 久 夫</u>		平成29年 6月13日重任
		平成29年 6月23日登記
		令和 1年 6月 3日退任
		令和 1年 6月14日登記
<u>東京都目黒区柿の木坂一丁目27番11号Ka kinozakaeast303</u> <u>代表取締役</u> <u>菅 田 博 之</u>		令和 1年 6月 3日就任
		令和 1年 6月14日登記

広島県福山市御幸町大字森脇230番地
テラルテクノサービス株式会社

	監査役 <u>森 岡 美 朗</u>	平成24年 6月12日重任
		平成24年 6月26日登記
	監査役 <u>森 岡 美 朗</u>	平成28年 6月 9日重任
		平成28年 6月21日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
	平成27年 6月22日登記	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年11月14日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(広島法務局管轄)

令和 元年10月 7日
大阪法務局北出張所
登記官

北 田 英 明



テラルテクノサービス株式会社 定款

第一章 総 則

第1条 (商 号)

当会社はテラルテクノサービス株式会社と称する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ポンプ・送風機等装置の販売・賃貸・リース・管理及び修理
2. 各種機械設備の自動制御及び監視装置の販売・賃貸・リース・管理及び修理
3. 上水道・下水道・工事用水道装置の販売・賃貸・リース・管理及び修理
4. 土木工事・建築工事・電気工事・管工事・機械器具装置工事・さく井工事・水道施設工事・消防施設工事・清掃施設工事・塗装工事・防水工事・内装仕上工事の設計・請負及び管理
5. 净化槽・貯水槽の設計・製造・販売・施工・管理及び修理
6. 水処理装置全般の設計・製造・販売・施工・管理及び修理
7. 雨水・産業排水その他水処理並びに水質浄化装置及び機器の設計・製造・販売・施工・管理及び修理
8. 生ごみ処理システムの設計・製造・販売・施工・管理及び修理
9. 建築設計事務所の経営
10. 不動産の管理・仲介・売買・賃貸・及びリース
11. 労働者派遣事業
12. 前各号に関連するコンサルタント
13. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を広島県福山市に置く。

第4条 (公示方法)

当会社の広告は官報に掲載する。

第二章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、51万2千株とする。

第6条 (株式の譲渡制限)

当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第7条 (相続人等に対する売渡しの請求)

当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第8条 (株主割当)

当会社は、会社法第202条の規定による株主に対する株式の割当に関する事項の決定を取締役会の決議をもって行う。

第9条 (株券の発行)

当会社の株式については、株券を発行する。

第10条 (株券の種類)

当会社の発行する株券は、10,000株券、5,000株券、1,000株券、500株券、100株券及び100株未満の株式数を表示した株券とする。

第11条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

II 前項のほか株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため、必要がある時は取締役会の決議によってあらかじめ広告して臨時に基準日を定めることが出来る。

第12条 (株式取扱規則)

当会社の株式の名義書替、株券喪失登録簿への記載及び、その他株式に関する取扱は、法令又は定款に定めるもののほか取締役会の定める株式取扱規則による。

第三章 株 主 総 会

第13条 (総会の招集及び開催場所)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

II 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までに議決権行使することができる株主に対し、その通知を発する。

III 当会社の株主総会は、広島県福山市で開催する。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって社長が招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

II 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当会社の株主に限る。

この場合株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、議長、及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第四章 取締役、監査役及び取締役会

第18条（取締役会及び監査役の設置）

当会社には、取締役会及び監査役を置く。

第19条（取締役及び監査役の員数）

当会社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする。

第20条（監査役の監査範囲の限定）

当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

第21条（選任の方法）

取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

II 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第22条（任期）

取締役の任期は、選任後2年以内、監査役の任期は選任後4年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

II 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

III 補欠で選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。

第23条（役付取締役及び代表取締役）

当会社は取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて会長及び副社長を各1名、専務取締役及び常務取締役を各若干名を選定することができる。

II 会社を代表する取締役は社長とする。なお必要があるときには取締役会の決議をもって前項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることが出来る。

第24条（業務執行）

当会社の業務は、社長がこれを統括し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐してこれを分掌する。

- II 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の業務を代行する。

第25条（取締役会の招集及び議長）

取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し議長となる。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮すること又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第27条（決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第28条（議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。

第29条（報酬等）

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として、当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議をもって定める。

第五章 計 算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第31条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎事業年度の末日現在における株主名簿に記載された株主または質権者に対して支払う。

- II 剰余金の配当が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

原本と相違ありません。

2019年12月18日

テラルテクノサービス株式会社
代表取締役 菅田博之

遅延理由書

令和 年 月 日

水道事業者 殿

住 所 広島県福山市御幸町大字森脇 230 番地
事業所名 テラルテクノサービス株式会社
氏 名 代表取締役 菅田 博之
電話番号 084-955-1111



このたび、指定給水装置工事事業者の登録内容 を 変更 し、30日以内に
ご届出すべきところ 業務多忙のため 遅延しましたことは、
誠に申し訳ありません。

今後は法令を遵守し、再びこのようなことがないよう、十分に注意いたしますので、

今回に限り、よろしくお取り計らい願います。